

男女の賃金の差異（男性の賃金に対する女性の賃金の割合）の公表

	男女の賃金の差異
全労働者	99.4%
正社員	83.6%
有期社員・パート	85.8%

対象期間：令和4年事業年度（令和4年1月1日～令和4年12月31日）

賃 金：基本給、超過労働に対する報酬、賞与等を含み、退職手当、通勤手当等を除く

差異についての補足説明：

【正社員】

正社員のうち、役職者における女性の割合が20%と少ないため差異が生じていると考えられる。今後役職者への女性登用を計画的に推進していく。

【有期社員・パート】

男性よりも女性の方が日数や時間の少ないパートが多いため、差異が生じていると考えられる。

公表日 ： 2023年8月4日